

岩手県告示第 983 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、公共測量を実施する旨猿ヶ石南部土地改良区理事長から次のとおり通知があった。

平成 18 年 10 月 17 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 公共測量を実施する地域 奥州市江刺区藤里地域
- 2 公共測量を実施する期間 平成 18 年 10 月 23 日から平成 19 年 3 月 5 日まで
- 3 公共測量を実施する種類 公共測量（藤里北部地区地形図作成）